

6. その他

(7) 条例による住民投票に関する調 (平成30年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)

① 都道府県分

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	投票の期日	投票の結果 ①投票率 ②賛成票の数 ③反対票の数 ④成立・不成立の別
沖縄県	辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例	H30.10.31	・法第74条の規定による条例制定の請求により制定され、普天間飛行場代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立ての賛否を問うために住民投票を実施したもの	H31.2.24	① 52.48% ② 114,933 ③ 434,273 ④ 成立
計	1件				成立： 1件 不成立： 0件

② 市町村分

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	投票の期日	投票の結果 ①投票率 ②賛成票の数 ③反対票の数 ④成立・不成立の別
静岡県	浜松市	浜松市区の再編に関する住民投票条例	H30.12.21	・区の再編について住民の意思を明らかにするための住民投票を実施 ・投票率が50%未満の場合は、投票不成立とし、開票しないこととする。 (設問1) 3区案での区の再編を令和3年1月1日までにを行うことに対する賛否 (設問2) 設問1で反対する場合において、区の再編を令和3年1月1日までに 行うことに対する賛否	H31.4.7	① 55.61% ②-1 設問1で賛成 132,249 ②-2 設問1で反対かつ 設問2で賛成 31,722 ③ 設問1で反対かつ 設問2で反対 158,629 ④ 成立
静岡県	御前崎市	御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例	R1.9.6	・御前崎市池新田地区に計画されている産業廃棄物処理施設の設置について、市民の賛否の意思を明らかにすることを目的とし住民投票を実施したもの	R1.12.8	① 60.81% ② 1,565 ③ 14,409 ④ 成立

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	投票の期日	投票の結果 ①投票率 ②賛成票の数 ③反対票の数 ④成立・不成立の別
兵庫県	丹波篠山市	丹波篠山市住民投票条例	H26. 4. 1	<p>【条例の目的】 市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>【実施された住民投票】 ・「市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票」を実施 ・選挙人名簿に登録されている者は、市政の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、請求することができる。 ・投票した者の総数が、投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合においては、開票作業を行わない。</p>	H30. 11. 18	① 69.79% ② 13,646 ③ 10,518 ④ 成立
奈良県	宇陀市	宇陀市保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業について市民の賛否を問う住民投票条例	H30. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業の実施について、市民の意思を確認するために実施したもの。 ・投票した者の総数が投票日の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとし、開票は行わない。 	H30. 12. 16	① 51.32% ② 6,574 ③ 6,811 ④ 成立
鹿児島県	垂水市	垂水市庁舎建設に関する住民投票条例	R2. 7. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の庁舎建設計画について、住民の賛否の意思を確認するために実施したもの ・投票不成立の規定は設けていない。 	R2. 8. 9	① 68.83% ② 4,080 ③ 4,424 ④ 成立
計	5団体	5件				成立： 5件 不成立： 0件